

## 秋田市総合計画策定懇話会設置要綱

### （設置）

第1条 秋田市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、秋田市総合計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 懇話会は、次の事務を所掌する。

- (1) 総合計画策定に関わる助言、提言を行うこと。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

### （委嘱）

第3条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の定数は15名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

### （会長等）

第4条 懇話会に会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 懇話会に副会長を置き、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 会長に事故ある場合においては、副会長、または、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 懇話会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

### （事務局）

第6条 懇話会に事務局を置き、事務局員は、企画調整部企画調整課の職員をもって充てる。

### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

### （この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。